令和８年２月９日

建 設 緑 政 局 関 係 議 案 資 料

（その５）

議案第３３号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

建 設 緑 政 局

議案第33号　神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

１　神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称）に関する工事の内容）

（１）工事概要

①工事の箇所及び他の道路との接続等

川崎区扇島の高速湾岸線に扇島出入口（仮称）を整備し、一般国道３５７号に接続する

②工事予算

１４,０９４百万円（消費税込み）とし、主な工種は以下のとおり

・土木工事（構造物・排水・舗装・標識等）

・施設工事（照明・料金所・交通管制施設等）

（参考）

上記、土木・施設工事の他に、出入口の整備には、本同意の対象外（将来、本来道路管理者に引き渡しを受けないもの）であるETC設備等に、約４０億円を要する見込み

③工事完成等の予定年月日

令和８年４月２０日に工事着手（予定）し、令和１２年３月３１日に完成予定

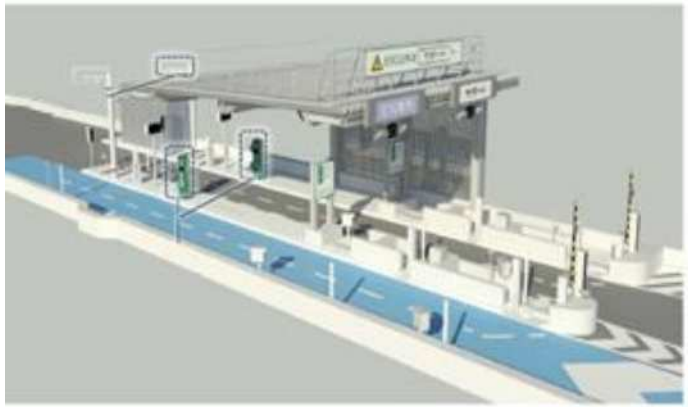

図１　料金所イメージ（ETC専用入口）

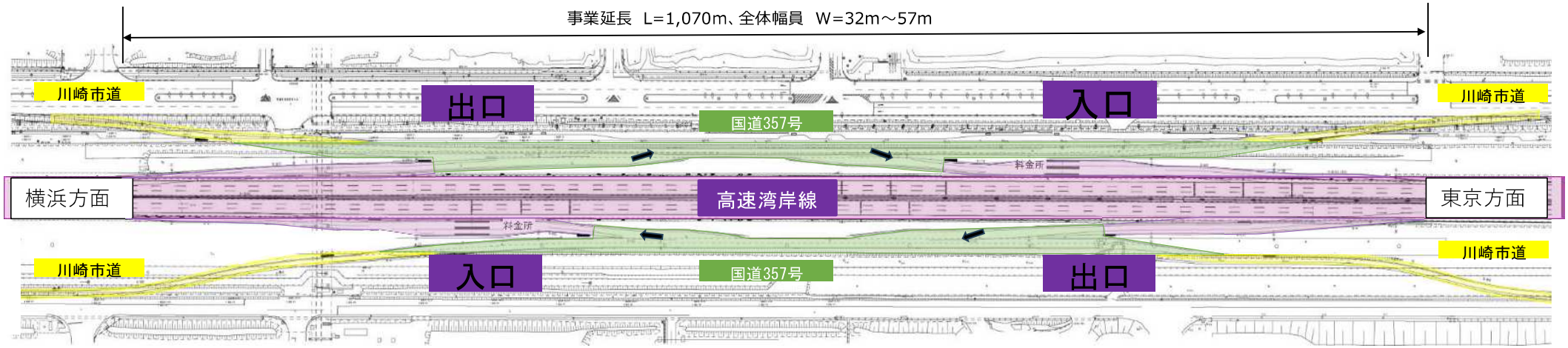

図２　扇島出入口（仮称）平面図

※現在、設計及び関係機関と協議調整中であるため、確定したものではありません。

（参考）

事業スキームについては、整備は、出資金の償還計画見直しによる利息軽減分を活用した有料道路事業として首都高速道路㈱が実施し、管理は、首都高速道路㈱が実施するが、管理費を賄える料金収入が得られるまでの間、当該出入口の管理費と料金収入の差額について、本市の負担とする。ただし、管理費の負担の詳細については、供用する日までに協議し、別途定める。

議案第33号　神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

2　料金改定の概要

（１）料金改定の背景

近年の急激な労務費・材料費の高騰、激甚化する災害等による維持管理コストが上昇していることから、今後も引き続き、安全・安心な道路サービスを提供しつつ、維持業務に従事しているエッセンシャルワーカーへの適正な労務費、行き渡りを確保していくため、料金改定を行う。

（２）料金改定予定日　　令和８年１０月

（３）料金改定の内容　　１ｋｍ当たりの料金を１割引上げ

（普通車の場合、現行29.52円／ｋｍから32.472円／ｋｍとなり、約３円／ｋｍの引き上げ）

【現行】

車種区分	基本料金（下限額～上限額）
軽・二輪	280円～1,590円
普通車	300円～1,950円
中型車	330円～2,310円
大型車	400円～3,110円
特大車	550円～5,080円

【改定後】

車種区分	基本料金（下限額～上限額）
軽・二輪	280円～1,740円
普通車	300円～2,130円
中型車	330円～2,520円
大型車	400円～3,410円
特大車	550円～5,570円

※　非ＥＴＣ車（現金車）の料金は、走行距離に関わらずＥＴＣ車の上限料金

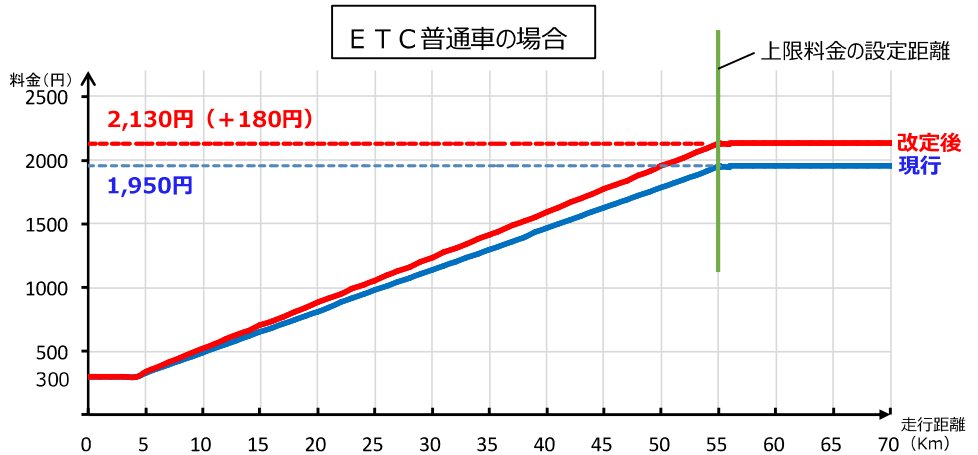

※１　下限料金は、短距離利用車増加による渋滞抑制を目的に設定しているため、現行を維持

※２　上限料金は、長距離利用車の負担の増加を考慮し、現行の設定距離（５５．０ｋｍ）を維持

3　東京高速道路（ＫＫ線）の廃止に伴う記載内容の変更

令和７年４月５日にＫＫ線（東銀座出口を除く）が廃止されたため

4　「サポートレーン」等が規定されたことに伴う変更

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令により、新たに「サポートレーン」等が規定されたため

5　割引の継続

令和８年３月３１日に期限を迎える次の（１）～（３）の割引を、令和１３年３月３１日まで**５年間継続**するため

（１）大口・多頻度割引（ＥＴＣ車）

国民生活・経済活動を支える物流等の支援のため、最大４５％割引

（２）都心流入割引（ＥＴＣ車）

都心部の特定の出入口の利用集中を回避し、その周辺街路の混雑を避けるため、設定した上限金額まで割引

（３）都心流入・湾岸線誘導割引（ＥＴＣ車）

横浜から都心へのアクセス向上と対象交通を湾岸線へ促し、都心への流入交通を分散化させるため、設定した上限金額まで割引

※　その他割引（環境ロードプライシング、深夜割引）は現行を継続

6　都心流入・湾岸線誘導割引の記載内容の一部変更

扇島出入口（仮称）の新設に伴い、記載内容に変更が生じるため

7　軽微な変更を届出での変更が可能となるよう追記

各種割引を適用する出入口等について、事前の国土交通大臣への届出により、軽微な変更を可能とするため

8　社会実験への料金適用等を変更

料金に係る社会実験について、個々の社会実験ごとの内容に合わせて割引率又は料金の額、実施期間及び適用区間を適宜設定する等を追記するため

9　参考

【関係法令】

道路整備特別措置法【抜粋】

（高速道路の新設又は改築）

第３条　会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第１３条第１項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法第６条の規定、道路法第１２条、第１５条、第１６条第１項若しくは第２項本文、第１７条第１項から第３項まで若しくは第８８条第２項の規定又は同法第１６条第２項ただし書若しくは第１９条第１項の規定に基づき成立した協議（同法第１６条第４項又は第１９条第４項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

３　会社は、第１項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第１３条第１項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第７条第３項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

４　前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

６　会社は、第１項の許可を受けた後、第２項第１号、第２号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第４号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

７　第３項及び第４項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第２項第１号、第２号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第４号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

＊第２項第１号、第２号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第４号に掲げる事項は、具体的には「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の箇所」「工事方法」、又は「料金の額及びその徴収期間」

余白

事 計 第 ３ ２ 号
令和７年１２月１９日

川崎市長
　福田　紀彦　殿

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺 山　徹
（ 押 印 省 略 ）

「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第３条第６項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第７項の規定において準用する同条第３項の規定に基づき、同意を求めます。

高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

（１） 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）

（２） 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）

（３） 川崎市道高速縦貫線

別添

２　新設又は改築に係る工事の内容中「別紙―３」を「別紙―４」に改め、別紙―２の次に次のように加える。

別紙―３　神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

３　料金の額及びその徴収期間中「別紙―４」を「別紙―５」に改める。

別紙―４の一部を次のように改める。

１(1)①中

「　　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

」を

「　　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	25.9776
普通車	32.472
中型車	38.9664
大型車	53.5788
特大車	89.298

」に改め、１(2)①中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、１(2)①（注）Ａ中(C)を削り、１(2)①（注）Ｂ中「ＥＴＣ専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

２中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、２(1)中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、

「　　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94

特大車	4614.90

」を

「　　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

」に改める。

３(1)本文中「料金距離が４．２km以下となる」を「記１に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

」を

「　　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」に改め、３(1)（注）Ａ中(C)を削り、３(1)（注）Ｂただし書中「料金距離が４．２km以下となる場合の料金の額について」を「記１に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

４(1)中「令和８年３月３１日」を「令和１３年３月３１日」に改め、４(1)①イを次のように改める。

イ　割引後の額

記１に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

（単位：円）

車種区分	料金の額

軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

４(1)⑥イ中

「

出入口等	出入口等	料金距離
東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

」を

「

出入口等	出入口等	料金距離
扇島（仮称）及び東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

」に改め、４(1)中⑩を削り、４中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に

「(2)　割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、記(1)③から⑥までの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

６を削り、５を６とし、４の次に

「５　基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

ア　適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ　割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ウ　実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ　適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ　事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

６の次に

「７　実施期日

記１(1)①、２(1)（表に限る。）、３(1)（本文、表及び（注）Ｂに限る。）及び４(1)①に掲げる事項は、令和８年１０月１日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

」を加える。

別表２中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、

「

神奈川県道高速湾岸線

										川崎浮島JCT・浮島
									東扇島	4.1
								大黒JCT・大黒ふ頭	8.0	12.1
							本牧JCT	3.1	11.1	15.2
						本牧ふ頭	―	3.1	11.1	15.2
					南本牧ふ頭	―	1.5	4.6	12.6	16.7
				三溪園（ETC）	―	―	―	―	―	―
			磯子（ETC）	4.8	―	―	8.2	11.3	19.3	23.4
		杉田	―	6.9	―	―	10.3	13.4	21.4	25.5
	幸浦	3.1	―	10.0	―	―	13.4	16.5	24.5	28.6
横浜横須賀道路 金沢支線	―	4.0	―	10.9	―	―	14.3	17.4	25.4	29.5

」を

「

神奈川県道高速湾岸線

											川崎浮島JCT・浮島
										東扇島	4.1
									扇島（仮称）	3.0	7.1
								大黒JCT・大黒ふ頭	5.0	8.0	12.1
							本牧JCT	3.1	8.1	11.1	15.2
						本牧ふ頭	―	3.1	8.1	11.1	15.2
					南本牧ふ頭	―	1.5	4.6	9.6	12.6	16.7
				三溪園（ETC）	―	―	―	―	―	―	―
			磯子（ETC）	4.8	―	―	8.2	11.3	16.3	19.3	23.4
		杉田	―	6.9	―	―	10.3	13.4	18.4	21.4	25.5
	幸浦	3.1	―	10.0	―	―	13.4	16.5	21.5	24.5	28.6
横浜横須賀道路 金沢支線	―	4.0	―	10.9	―	―	14.3	17.4	22.4	25.4	29.5

」に改め、「別紙―４」を「別紙―５」とする。

「別紙―３」を「別紙―４」とし、別紙―２の次に次のように加える。

（別紙―３）

神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

１　路線名

神奈川県道高速湾岸線

２　工事の箇所

神奈川県川崎市川崎区扇島

３　工事方法

他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道３５７号	神奈川県川崎市川崎区扇島	立体接続	扇島出入口（仮称）

４　工事予算

１４，０９４百万円（消費税込み）

５　工事の着手及び完成の予定年月日

（１）工事の着手（予定）年月日　　令和　８年　４月２０日

（２）工事の完成予定年月日　　令和１２年　３月３１日

<table>
<tr><th colspan="2">新旧対比</th></tr>
<tr><th>〈新〉</th><th>〈旧〉</th></tr>
<tr><td>1　高速道路の路線名
略

2　新設又は改築に係る工事の内容
新設又は改築に係る工事の内容は、以下のとおりとする。
別紙―１　川崎市道高速縦貫線（川崎市川崎区富士見一丁目から川崎市川崎区殿町三丁目まで）に関する工事の内容
別紙―２　首都高速道路川崎地区（改築）（防災・安全対策）に関する工事の内容
別紙―３　神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容
別紙―４　都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）に関する特定更新等工事（改築）の内容

3　料金の額及びその徴収期間
別紙―５　料金の額及びその徴収期間

（別紙－１）及び（別紙－２）
略

（別紙－３）
神奈川県道高速湾岸線（改築）（扇島出入口（仮称））に関する工事の内容

１　路線名
神奈川県道高速湾岸線
２　工事の箇所
神奈川県川崎市川崎区扇島
３　工事方法
他の道路との接続の位置及び接続の方法
<table><tr><th>他の道路の路線名</th><th>接続の位置</th><th>接続の方法</th><th>備　考</th></tr><tr><td>一般国道３５７号</td><td>神奈川県川崎市川崎区扇島</td><td>立体接続</td><td>扇島出入口（仮称）</td></tr></table>
４　工事予算
１４，０９４百万円（消費税込み）

５　工事の着手及び完成の予定年月日
（１）工事の着手（予定）年月日　令和　８年　４月２０日
（２）工事の完成予定年月日　令和１２年　３月３１日</td><td>1　高速道路の路線名
略

2　新設又は改築に係る工事の内容
新設又は改築に係る工事の内容は、以下のとおりとする。
別紙―１　川崎市道高速縦貫線（川崎市川崎区富士見一丁目から川崎市川崎区殿町三丁目まで）に関する工事の内容
別紙―２　首都高速道路川崎地区（改築）（防災・安全対策）に関する工事の内容
（新設）
別紙―３　都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）に関する特定更新等工事（改築）の内容

3　料金の額及びその徴収期間
別紙―４　料金の額及びその徴収期間

（別紙－１）及び（別紙－２）
略

（新設）</td></tr>
</table>

新旧対比

〈新〉

（別紙－４）

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）
に関する特定更新等工事（改築）の内容

１　路線名から５　工事の着手及び完成の予定年月日まで

略

（別紙－５）

料金の額及びその徴収期間

１　基本料金の額

本文記１高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1)　１キロメートル当たり料金の額と固定額

①　１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	25.9776
普通車	32.472
中型車	38.9664
大型車	53.5788
特大車	89.298

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

②　利用１回に対して課する固定額

略

(2)　適用方法

①　料金距離

〈旧〉

（別紙－３）

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）
に関する特定更新等工事（改築）の内容

１　路線名から５　工事の着手及び完成の予定年月日まで

略

（別紙－４）

料金の額及びその徴収期間

１　基本料金の額

本文記１高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1)　１キロメートル当たり料金の額と固定額

①　１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

②　利用１回に対して課する固定額

略

(2)　適用方法

①　料金距離

新旧対比	
〈新〉	〈旧〉
首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別表２のとおりとする。 （注） Ａ　料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。 (A)　出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。 (B)　出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。 （削除） Ｂ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。］は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。 Ｃ　未供用の路線の供用開始等の理由により、別表２について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。 ②　出入口等の相互間の料金の計算額 略 ③　料金調整 略	首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別表２のとおりとする。 （注） Ａ　料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。 (A)　出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。 (B)　出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。 (C)　常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。 Ｂ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。］は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。 Ｃ　未供用の路線の供用開始等の理由により、別表２について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。 ②　出入口等の相互間の料金の計算額 略 ③　料金調整 略

新旧対比

〈新〉

(3)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

2　ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1)　１回当たりの料金の額

記１にかかわらず、別表２に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、１回の通行につき１台当たり、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

（注）

別表２に掲げる出入口等をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

(3)　特例措置

略

3　特別の措置

(1)　料金距離に応じた料金の額

記１に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合の料金の額については、記１にかかわらず、１回の通行につき１台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080

〈旧〉

(3)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

2　ＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等にＥＴＣ車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1)　１回当たりの料金の額

記１にかかわらず、別表２に掲げるＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等にＥＴＣ車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、１回の通行につき１台当たり、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

（注）

別表２に掲げる出入口等をＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

(3)　特例措置

略

3　特別の措置

(1)　料金距離に応じた料金の額

料金距離が４．２km 以下となる場合の料金の額については、記１にかかわらず、１回の通行につき１台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	302.3232 円	359.4444 円	499.0740 円

新旧対比

〈新〉

中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

（注）

A　料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別表２のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A)　出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B)　出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

（削除）

B　現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、記１に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表の料金の額を適用する。

C　未供用の路線の供用開始等の理由により、別表２について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

4　基本料金及び特別の措置における割引

(1)　割引を適用する自動車及び割引率等

①　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引後の額

記１に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834

〈旧〉

（注）

A　料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別表２のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A)　出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B)　出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C)　常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B　現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が４．２km 以下となる場合の料金の額については、上表の料金の額を適用する。

C　未供用の路線の供用開始等の理由により、別表２について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2)　消費税等の取扱い及び料金の単位

略

4　基本料金及び特別の措置における割引

(1)　割引を適用する自動車及び割引率等

①　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、１回の通行につき１台当たり、５５．０km 超となる場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km 超	1448.88 円	1773.60 円	2098.32 円	2828.94 円	4614.90 円

〈新〉

特大車	5061.390

② 障害者割引については、次のとおりとする。
略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。
略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。
ア 割引を適用する自動車
略
イ 割引率
(7) 車両単位割引
A 記アの自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、令和４年４月１日以降会社が別に定める日から令和１３年３月３１日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。
B 令和４年４月１日以降会社が別に定める日から令和１３年３月３１日までの間においては、利用した出入口等に下表Ｃに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表Ｄ左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Ｅの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表Ａ

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表Ｂ

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

表Ｃ

出入口等

〈旧〉

② 障害者割引については、次のとおりとする。
略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。
略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。
ア 割引を適用する自動車
略
イ 割引率
(7) 車両単位割引
A 記アの自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、令和４年４月１日以降会社が別に定める日から令和８年３月３１日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。
B 令和４年４月１日以降会社が別に定める日から令和８年３月３１日までの間においては、利用した出入口等に下表Ｃに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表Ｄ左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Ｅの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表Ａ

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表Ｂ

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

表Ｃ

出入口等

新旧対比

〈新〉

入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表Ｄ

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表Ｅ

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

(ｲ)　契約単位割引

記アに定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が１００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記イ(ｱ)に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し１０％の割引率を適用する。

(ｳ)　実施する期間

記イ(ｲ)に定める割引は、平成２４年１月１日から令和１３年３月３１日までの間とする。

⑤　都心流入割引については、次のとおりとする。

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引を適用する料金距離

略

ウ　実施する期間

平成２８年４月１日から令和１３年３月３１日までの間とする。

⑥　都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

〈旧〉

入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表Ｄ

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表Ｅ

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

(ｲ)　契約単位割引

記アに定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が１００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記イ(ｱ)に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し１０％の割引率を適用する。

(ｳ)　実施する期間

記イ(ｲ)に定める割引は、平成２４年１月１日から令和８年３月３１日までの間とする。

⑤　都心流入割引については、次のとおりとする。

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引を適用する料金距離

略

ウ　実施する期間

平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までの間とする。

⑥　都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

新旧対比

〈新〉

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
扇島（仮称）及び東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

ウ　実施する期間

平成２８年４月１日から令和１３年３月３１日までの間とする。

⑦　ＥＴＣ路線バス割引については、次のとおりとする。

略

⑧　深夜割引については、次のとおりとする。

略

⑨　首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

略

（削除）

〈旧〉

ア　割引を適用する自動車

略

イ　割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

ウ　実施する期間

平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までの間とする。

⑦　ＥＴＣ路線バス割引については、次のとおりとする。

略

⑧　深夜割引については、次のとおりとする。

略

⑨　首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

略

⑩　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

ア　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ　割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

ウ　実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ　適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ　事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

新旧対比	
〈新〉	〈旧〉
(2)　割引を適用する出入口等について 未供用の路線の供用開始等の理由により、記(1)③から⑥までの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。	（新設）
(3)　割引相互間の適用関係 略	(2)　割引相互間の適用関係 略
(4)　消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略	(3)　消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略
5　基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用 有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。 ア　適用する自動車 首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。 イ　割引率等 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。 ウ　実施する期間 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。 エ　適用区間 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。 オ　事前の届出 個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。	（新設）
6　料金の徴収期間 略	5　料金の徴収期間 略
（削除）	6　その他（乗継） 首都高速道路を通行してきたＥＴＣ車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ＥＴＣシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを１回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び２に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを１回の通行とみなす。
7　実施期日 記１(1)①、２(1)（表に限る。）、３(1)（本文、表及び（注）Ｂに限る。）及び４(1)①に掲げる事項は、令和８年１０月１日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。	（新設）
以　上	以　上

新旧対比

〈新〉

別表１　略

別表２

料金距離（単位：ｋｍ）

・「－」･･･距離を算出できない、又は通常利用されない経路

・ジャンクションは「ＪＣＴ」と表記する。

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

前略

神奈川県道高速湾岸線

											川崎浮島JCT・浮島
										東扇島	4.1
									扇島（仮称）	3.0	7.1
								大黒JCT・大黒ふ頭	5.0	8.0	12.1
							本牧JCT	3.1	8.1	11.1	15.2
						本牧ふ頭	－	3.1	8.1	11.1	15.2
					南本牧ふ頭	－	1.5	4.6	9.6	12.6	16.7
				三溪園（ETC）	－	－	－	－	－	－	－
			磯子（ETC）	4.8	－	－	8.2	11.3	16.3	19.3	23.4
		杉田	－	6.9	－	－	10.3	13.4	18.4	21.4	25.5
	幸浦	3.1	－	10.0	－	－	13.4	16.5	21.5	24.5	28.6
横浜横須賀道路 金沢支線	－	4.0	－	10.9	－	－	14.3	17.4	22.4	25.4	29.5

後略

〈旧〉

別表１　略

別表２

料金距離（単位：ｋｍ）

・「－」･･･距離を算出できない、又は通常利用されない経路

・ジャンクションは「ＪＣＴ」と表記する。

・ＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

前略

神奈川県道高速湾岸線

											川崎浮島JCT・浮島
										東扇島	4.1
									大黒JCT・大黒ふ頭	8.0	12.1
							本牧JCT	3.1	11.1	15.2
						本牧ふ頭	－	3.1	11.1	15.2
					南本牧ふ頭	－	1.5	4.6	12.6	16.7
				三溪園（ETC）	－	－	－	－	－	－
			磯子（ETC）	4.8	－	－	8.2	11.3	19.3	23.4
		杉田	－	6.9	－	－	10.3	13.4	21.4	25.5
	幸浦	3.1	－	10.0	－	－	13.4	16.5	24.5	28.6
横浜横須賀道路 金沢支線	－	4.0	－	10.9	－	－	14.3	17.4	25.4	29.5

後略